

「非核日本宣言」を求める意見書

核兵器のない世界を実現するため、今、国内外で大きな努力が求められている。

平成 22 年の核不拡散条約（N P T）再検討会議に向けて、新たな準備が開始されようとしている。

平成 12 年 5 月、核保有 5 カ国政府は、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えた。しかし、それ以後 7 年を経た今も約束実行の道筋はついていない。今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されている。新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験に見られるように拡散の危険も現実のものとなっている。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務がある。

また、その努力を实らせるためには、みずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込まさず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければならない。

よって、政府におかれては、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」を改めて国連総会や日本の国会などで内外に宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう強く要求する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 28 日

庄 原 市 議 会